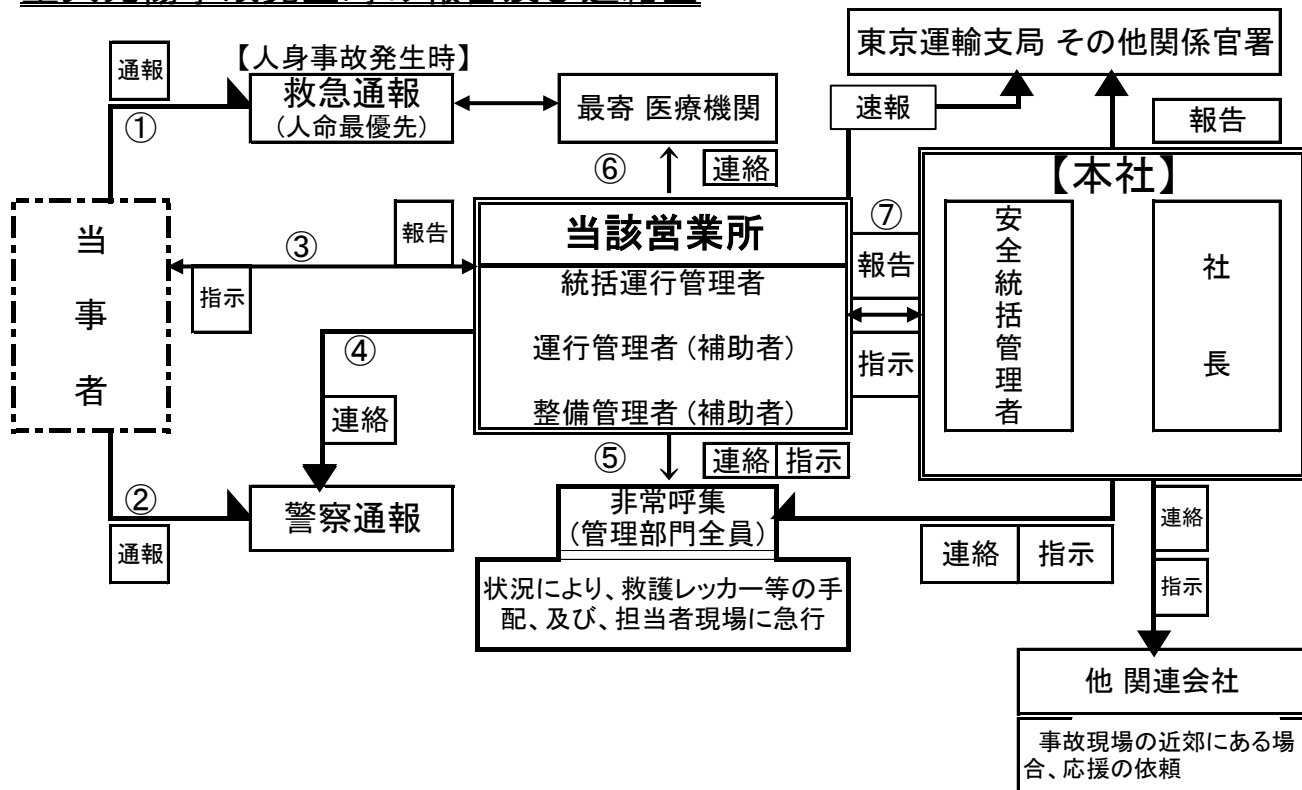


国際自動車株式会社 城東

2009年10月19日 改正

重大死傷事故発生時の報告及び連絡図



【重大事故発生時の社内連絡】

<<当事者は…>>

- ①. 人命救助 (救急通報) を最優先する。
- ②. 警察に通報する。
- ③. 運行管理者に報告し、指示を受ける。

<<統括運行管理者及び、運行・整備管理者は…>>

- ④.⑤.⑥. 必要な手配を行い、当事者に指示をする。

<<統括運行管理者は…>>

- ⑦. 安全統括管理者に報告をする

<<安全統括管理者は…>>

- ◎ 社長に報告をする。

※事故発生時の処理

乗務社員は、旅客の輸送中に天災及び事故等により死傷者が出た時は、次に示す事項を確実に実施しなければならない。

1. 速やかに応急手当、その必要な措置を講ずること。
2. 道路の危険防止等、交通の安全に必要な措置を講ずること。
3. 警察及び会社に通報及び連絡し、指示を受け行動すること。
4. 遺留品を保管すること。

重大死傷事故処理体系図

